

法務省民総・民二第769号  
平成23年3月25日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局総務課長  
法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則第124条第4項等の規定により従前の登記記録の  
権利部の相当区を閉鎖する場合の登記事務の取扱いについて（通知）

平成22年5月17日付け民総・民二第1151号により通知した標記の取扱いについ  
ては、不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行をも  
って廃止しますので、通知します。

なお、当該省令の施行後は、改正後の不動産登記規則第124条第4項等の規定に基づ  
き取り扱うこととなりますので、申し添えます。